

環境アセスメント業務

陸生動物



瀬戸内法対象範囲



出典：環境省 H.P. 閉鎖性海域ネット

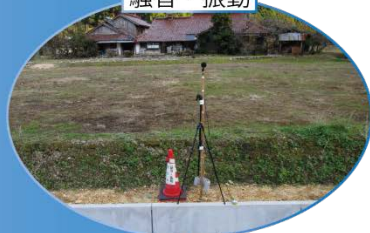
分析



水生動物



騒音・振動



■業務実績

- ・道路
- ・埋め立て
- ・ダム
- ・発電所(火力・風力・太陽光)
- ・土地区画整理事業
- ・ホテル・工場及び事業場
- ・下水終末処理場
- ・廃棄物処理施設
(焼却施設・最終処分場・
破碎施設・その他)

植物



大気質



底質



水質



悪臭



当社は、全ての調査を自社で行い、お客様のご要望・ご相談に丁寧に対応いたします!!

●環境影響評価(法アセス、条例アセス)

■環境影響評価法に基づき、道路、発電所、廃棄物最終処分場等の規模の大きな事業に対して環境アセスメントの手続きを行うことが義務付けられています。

●生活環境影響調査(ミニアセス)

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対象となる廃棄物処理施設の事業に対して、行政官庁への書類の届出等の手続きが義務付けられています。

●特定施設設置届出書(瀬戸内海環境保全特別措置法)

■瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海地域において新規に特定施設【法で定められた排水施設(入浴施設等)】を設置する又は排水量が増大する場合に許可申請が義務付けられています。

お問い合わせ先



環境総合コンサルタント

環境テクノス株式会社

〒804-0003

北九州市戸畑区中原新町2番4号

TEL: 093-883-0150 FAX: 093-883-0701

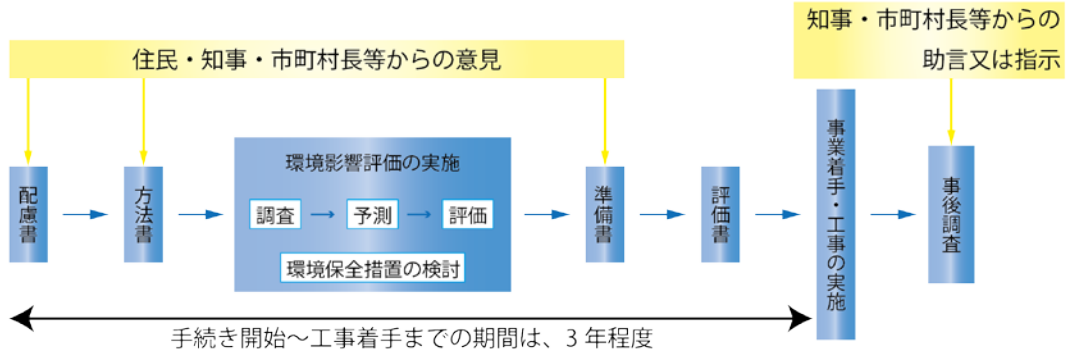
E-mail: kankyo@kan-tec.co.jp URL: www.kan-tec.co.jp

営業部 担当者 古藤

申請の流れ

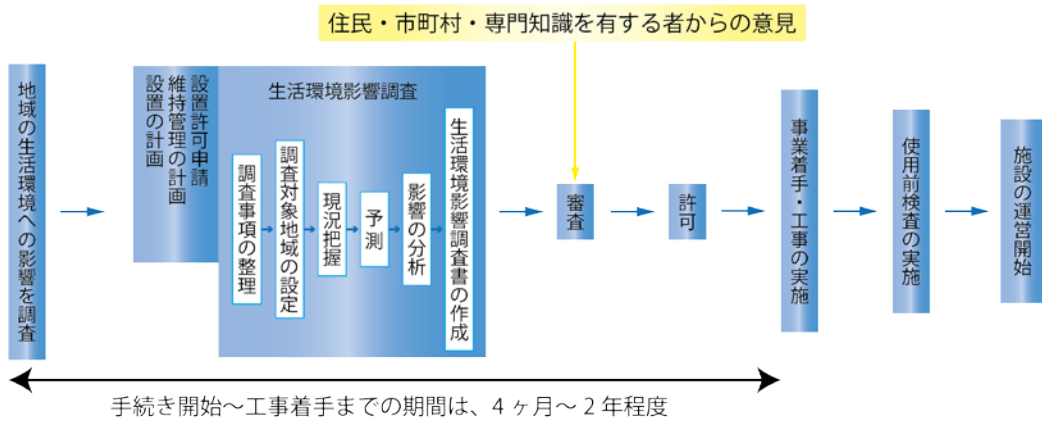
■環境影響評価（条例アセス）

- ・ 配慮書の作成・方法書の作成
- ・ 環境影響評価（調査・予測・評価・環境保全措置の検討）の実施
- ・ 準備書の作成・評価書の作成・事後調査の実施、事後調査報告書の作成



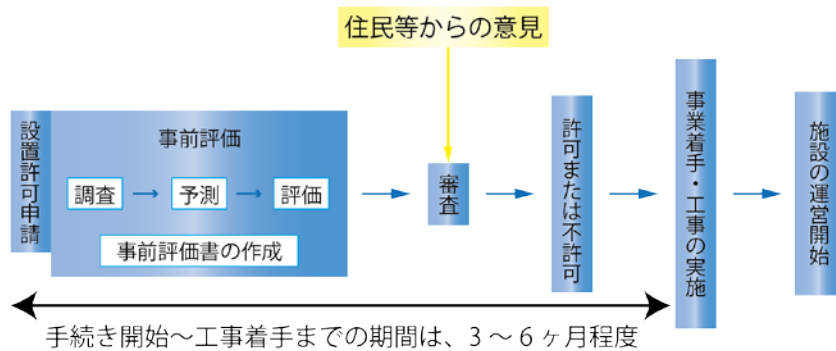
■生活環境影響調査（ミニアセス）

- ・ 生活環境影響調査書の作成、設置許可申請書の作成



■特定施設設置届出書（瀬戸内海環境保全特別措置法）

- ・ 事前評価書の作成、特定施設設置（変更）許可申請書の作成



必要書類の整理、調査・予測・評価、各書類の作成、関係機関協議、有権者委員会の運営、地元説明会の支援等全てをサポートします！！